

事業主のみなさま、労働保険料の申告・納付はお早めに

《申告期間 令和6年6月3日（月）～令和6年7月10日（水）》

労働保険（労災保険・雇用保険）の保険料に係る年度更新の申告・納付を、令和6年6月3日（月）から令和6年7月10日（水）までをお願いします。

労働保険料の年度更新は、昨年申告いただいた概算保険料を令和5年4月1日から令和6年3月31日までの労働者及び被保険者の賃金総額に基づいて確定保険料として算出のうえ精算し、併せて令和6年4月1日から令和7年3月31日までの見込みの労働保険料を概算保険料として申告・納付いただくものです。



安心して働きたい!

令和6年度 申告と納付はお早めに
労働保険の年度更新
(労災保険・雇用保険)
6.3月～7.10水

●年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。●口座振替による納付が便利です。
●電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省年度更新お知らせページ 年度更新 お知らせ 検索

【提出先について】

①窓口で申告書を提出される事業主の方

⇒千葉労働局労働保険徴収課または各労働基準監督署

②郵送で申告書を提出される事業主の方

⇒千葉労働局労働保険徴収課あてに郵送してください。なお、返信物がある場合、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

③金融機関で申告書を提出される事業主の方（現金納付を伴う場合のみ可能）

⇒記入済の年度更新申告書と納付書を切り離さずに提出してください。

④口座振替を利用されている事業主の方（金融機関への申告書の提出は不可）

⇒千葉労働局労働保険徴収課もしくは管轄の労働基準監督署へ持参または郵送してください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

厚生労働省ホームページ
<https://www.mhlw.go.jp>

【お問い合わせ先】

千葉労働局総務部労働保険徴収課

電話：043-221-4317

ホームページ：https://jsite.mhlw.go.jp/chibaroudoukyoku/news_topics/r6_nendokoushin_00003.html

詳細は千葉労働局ホームページ「令和6年度労働保険年度更新について」をご確認ください。

